

令和2年 第9回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年9月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第9回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年9月10日 午前9時00分
  - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
  - 3 出席委員 19名  
1番委員 榎 洙 武 重      2番委員 星 野 敏 雄      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 高 橋 公 利      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 哲 次  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一  
10番委員 阿 部 均 司      11番委員 森 下 一 郎      12番委員 本 多 偉 男  
13番委員 本 多 通 治      14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤 章  
16番委員 田 村 隆 司      17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江  
19番委員 高 橋 久 美 子
  - 4 欠席委員 なし
  - 5 議事録署名委員  
16番委員 田 村 隆 司      18番委員 高 宮 玉 江
  - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 鈴 木 伸 史      書記 本 間 泉      書記 小 林 紀 之  
書記 我 妻 園 華
  - 7 会議に附した事件  
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第40号 農地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第41号 農地に該当しないことの証明願について  
  
協議事項・報告事項  
(1)制限除外の農地等異動通知書について  
(2)形質変更届について  
(3)農地経営改善計画の認定について  
  
その他
  - 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会      みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。  
頭 末

議長 会長議長となり、議事録署名委員に16番田村隆司委員・18番高宮玉江委員を指名し議事に入る。  
続きまして、議事に移ります。  
議案第37号農地法3条の規定による許可申請についてお願いいたします。

事務局 1ページをお開きください。  
議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。  
別紙記入事件 3件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局から説明をいただきました。  
それでは、番号1番、〇の〇〇さんの案件、これについては、2番星野敏雄委員に現地の確認をお願いしてありますので、調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員 この件について、9月2日、現地に行きまして調査いたしました。まず、住居前の二筆については、農用地整備公団が行った土地改良事業の畑地造成でございます。それから、もう一つの〇地区については、〇土地改良事業ということで、既に土地改良ができておるわけですが、この地区については現在やぶです。笹が大分生えていることで、これもどう片づけて耕作していくのかというのが今後の課題かなと思います。  
それで、〇の二筆については、既に作物が刈り取られていたというふうな状況でございます。本人に電話で確認したところ、権利の取得についてどうするんですかというふうなことで尋ねたところ、許可次第、できるだけ早く耕作をするというふうなことでございました。  
それから、権利の取得後、耕作面積については1,000㎡を超えていますので、これは十分であろうというふうに考えています。  
それと、周辺農地については、〇地区については既に作物が刈り取られており、今後また同じ作物を作っていくというふうなことで、安心をしました。  
それから、〇のほうについてはササが生えていましたので、これを何とか片づけて野菜等作っていきたいというふうなことでございました。  
周りが全て同じような状況でササが大分生えていたというふうな現状でございます。  
その他として、〇〇というところから通いで来るというふうなことで、大体距離として40キロあるということなんですけれども、この辺から行くと、前橋まで行くと同じ距離というふうなことで、大変じゃないですかというふうに聞いたところ、冬場なら大変だけれども、春先から秋までというふうなことで、雪のないとのございましたので、1時間ちょっとで行けるんだというふうなことでございました。通って通いきれないことはないということで、その辺は大変ですけれども、何とかなるんじゃないかというふうなことです。  
それと、近所に〇〇さんという人がいて、その人の指導を受けながら耕作し

ていくんだよというふうなことでございましたので、その辺を含めてよろしくご検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

調査結果の報告をいただきました。

この件に関しまして、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可をすることに決定をしたいと思います。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定いたします。

続きまして、2番と3番、これはですね、譲受人が同一となりますので、一括して審議をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、7番の今井委員のほうから調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井です。

3条のこの件につきまして、この間、4日に現地調査、〇〇さん本人立会いの下で行ってまいりました。

場所なんですけれども、場所は4月に出たところの、その隣接のところなんですけれども、4月に許可をもらったところはもう梅を作るということで、梅がもう植わっておりました。それで、草もきれいに刈ってあって、その隣接に関わるところなんですけれども、北側と南側ですか、その2か所の件で今回は申請が出てきたわけなんですけれども、そこにつきましては、その写真のとおり今は草だけになるんですけれども、今年の春までには本当に木もすごく太くなって生えてきたのを〇〇さんが全部、業者に頼んできれいにした、その後に生えた草だけがですね、草がすごい、何ていう草だか分からないんですけれども、すごい草なんですけれども。その隣接関係のところなんですけれども、これは北側ですが、南側のほうは道路を挟んだ中で道路が結構入ってるんですけれども、道路については用地の関係、そのところがですね、砕石も入っていないというような状況の中の道路でしたので、隣接関係の人が随分道路を掘って、道路は通れるんですけれども、〇〇さんが今回、申請地のところが随分減っているということであつたわけなんですけれども、そこは今、サツマイモが植わっているんですね、道路を挟んだ隣接地の中なんですけれども、それじゃないほうへ。そのところをですね、サツマイモを収穫した後に道路をこちらへ戻したということで、話がついていますということで伺ってまいりました。

そんなような形で、そのすごい草のでかいやつが結局は業者さんを頼んで草を刈って、結局バックホウでやるんだと思うんですけれども、そんな話をしていました。本人はやる気満々でいますので、問題ないと思います。懸案事項なんですけれども、別にこれというところはありませんでした。

そんなことで、本人はまだこれから取得できるところがあれば、そういうのを増やしていきたいというふうな話をされてましたので、本人は本当にやる気満々でいますので、別に何もなかったと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
調査結果の報告をいただきましたが、この2件に対しまして、質問、意見等  
ありましたらお願いいたします。  
特にございませんか。  
（「なし」の声）  
なければ、申請のとおり許可をすることに決定したいと思います。ご異議ご  
ざいませんか。  
（「異議なし」の声）  
では、そのように決定をさせていただきます。  
続きまして、議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について、事  
務局よりお願いいたします。

事務局

そうしましたら、3ページをお開きください。  
議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について。  
別紙のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定  
を求める。  
別紙記入事件 1件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局から説明をいただきました。  
これに関しましては、現地のほうがですね、3番の内海委員に調査をお願い  
してありますので、調査結果の報告をお願いいたします。

3番委員

3番、〇担当の内海博光です。  
現地は、〇の集落センターから〇方面のところ、昨年全員で視察したとこ  
ろですね。それで9月2日の日に内海美津江委員と本人同席のもとに事務局の  
人と伺いました。  
今、既に駐車場用地として使われてるところそして、不作地として今後使う  
であろうちょっと狭いところなんですけれども、今後うまく車が入れるような  
形で検討して、できれば次の方向として停められるもの。理由については今も  
う既に施設の車、駐車場が足りなくて、現在路上駐車というか、危ない状態に  
あるということで、こうしたことでできるだけ早く駐車場を確保したいという  
ことであります。  
ということで、1、2、3、4についてですね、隣の農地とか上の環境との  
関係でトラブルとか問題があったことはございませんので、ご審議のほどお願  
いします。

議 長

ありがとうございました。  
これについては、除外申請の説明のとき確認されている方が多いと思います  
が、改めてご意見、質問等がありましたらお願いします。  
ございませんか。  
（「なし」の声）  
なければ、申請を許可として決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)  
では、そのように決定をさせていただきます。  
続きまして、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請についてお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。  
議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。  
別紙記入事件 3件。  
次のページをお開きください。  
◇(議案書・順次、朗読説明)  
以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局に説明をいただきました。  
それでは、番号1番の〇の件につきまして、この件につきましては1番の榊武重委員より調査結果の報告をお願いいたします。

1番委員

1番の榊武重です。  
この案件は、事務局が今説明していただいたとおり、農振除外といいますか、既にすんでおられる土地でございます。9月6日だったかな、現行を見にいったんですが、ご覧のとおり今は稲穂がこうべを垂れていました。これを刈り取った後に着工したいというような意向でございました。  
ご審議のほど、既にそういうふうに皆様にご協議いただいでのことので、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。  
この件につきましては説明の除外申請の関係で現地を確認されたかと思いますが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。  
ございませんか。

(「なし」の声)  
なければ、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)  
では、そのように決定をいたします。  
続きまして、2番、〇の件ですが、この件に対しまして、10番の阿部均司委員に現地の確認、調査をお願いしましたので、説明をお願いします。

10番委員

10番、阿部均司です。  
農地法第5条による申請の調査結果について報告をいたします。  
9月6日に高宮委員と現地調査をしまして、譲渡人、譲受人に確認をしてみました。  
場所は〇の〇〇から北側に100mほど入った、周りに農地が点在している場所です。譲渡人は現在、旅館業を営んでおりまして、なかなか農業経営に手が回らないということで、旅館の常連客の譲受人から〇へ移住したいと

いう相談を受けまして、申請地を譲渡するということになったそうです。

申請地は現在、草等は刈られていまして、荒れてはいません。畑状態みたいな形になっています。周りに農地も点在しておりますが、譲受人はそこに平屋の住居を建てたいということではあります。平屋ですので、周辺農地に影響がないよう、なるべく強度を保ちながら施工したいという要望で、一番ちょっと心配されるのが北側に水田を耕作している方がおるんですが、その方には事前に了解済みだということです。その他については特に支障を来すような方はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

調査委員に確認をしていただいたわけですが、この件に関しまして、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

1番委員

事務局にちょっと尋ねますけれども、これは何を規定を適用するということですかちょっと聞き漏らしちゃった、申し訳ない。

事務局

この案件につきましては、申請地は土地改良をその昔している農地であるので、第1種農地ということの中で集落接続という例外規定を農業事務所のほうに下相談をさせていただいた中で、今回申請に至ったということではあります。今ちょっと矢印があると思うんですけども、そこに1軒建物が建っている。ちょうどその北側に隣接する、こちら駐車場ですかね、ここですね。ここをその昔、転用済み農地ということではあります、ここからの距離が大体25mぐらいというような距離になります。ですので、ここを起点として集落が発生していくというような解釈を農業事務所のほうの係長にも一応確認済みで、ここも集落というには、隣接してはなくちゃ集落じゃないのかというようなご意見もあるんですが、利根沼田管内においては、この中山間地域で必ずしも集落が接続しているパターンというんですかね、併設しているというのはまれというか、逆に集落が飛んでいるというような解釈をしているのが多いのかなということなので、ある程度距離があったとしても、集落接続というのが認められるというようなことではあります。極端に畑のど真ん中、田んぼのど真ん中に家が建ってしまうというのはちょっといかがなものかというふうには思うんですが、ここに接続している町道があるんですが、非常にここにもう下水道が配置されているという状況もありまして、住宅が建つ条件というような、この沿線に関していうと、状況的にもあるのかなというようなことも農業事務所のほうには伝えてあります。

ですので、そういったところを鑑みて、集団接続の適用になるかなということに至りました。

以上です。

議長

ただいま集落接続について、事務局のほうから説明をいただきました。よろしゅうございますか。

1番委員

今後、大いに生かしていきたいということではあります。

議 長

ほかに質問、意見等ございますか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、3番、〇の件につきまして、同じく阿部委員のほうから説明をお願いします。

10番委員

10番、阿部均司です。

同じくこの案件につきましても、9月3日に高宮委員と現地調査をして、譲渡人に確認をしてきました。

場所は〇線から約2kmぐらい入った県道より高台の場所になります。譲渡人は現在、農業をしておりますので、譲受人の作業場所がその農地の隣にあることで、譲渡人との相談の結果、申請地を譲渡することで話が決まりました。

周辺農地なんですけれども、その申請地のみしか農地がありませんので、周辺の農地への影響は全くございません。昔、桑園として利用していた場所だそうです。

他の案件事項は特にありませんので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま説明をいただいたとおりでございますが、この件に関しまして、質問、ご意見ありましたらお願いします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしく申し上げます。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定をいたします。

続きまして、議案第40号農地利用集積計画に対する意見決定についてお願いします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第40号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求め。

別紙記入事件、26件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年5,064㎡、使用貸借の通年2,845㎡、利用権存続期間は10年、7,909㎡、畑は、賃貸借の通年17,018㎡、使用貸借の通年、30,151㎡、利用権存続期間は10年、47,169㎡、田と畑の合計は55,078㎡です。貸し手は26戸、借り手は5戸でございます。

9ページ、10ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

とを考えます。

以上よろしく願いいたします。

議 長

事務局より説明をいただきました。

この件に関しまして、意見、質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にないようでしたら、異議なしの回答をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第41号農地に該当しないことの証明について、事務局より説明願います。

事務局

そうしましたら、11ページをお開きください。

議案第41号 農地に該当しないことの証明願について

「農地法の運用について」の規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

1. 別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく願いします。

議 長

ありがとうございました。ただいま説明をいただいたんですが、ここは〇〇さんの案件につきまして、現地の確認を榊渕委員をお願いしていますので、調査結果の説明をお願いします。

1 番委員

1 番の榊渕武重です。

先ほど3条案件で星野さんが説明していただいた箇所の同一人物でございますが、字界の本当のすぐ、〇との字界のすぐそばなんですね。それで、〇区にあるものですから、こちらのほうに移って、私のほうの担当ということでご連絡をいただき、9月2日に事務局さんと現地を見させていただきました。

その中で、写真をご覧くださいてもあれなんですけど、農地パトロールの過去3年のそれも荒廃農地B判定になっております。それから、町の非農地判定の基準に照らしても、妥当、それから今後、非常に細いあれだったものですから、それからすぐそこ右側に水路があるんですが、その水路がかなり深いんですよ、3m以上の深い水路になっているんですが。そういうことからあれして、農地に再生しても、これはもう農地として耕作していけないだろうという、将来的な農地でも無理だろうと、放棄されるだろうなということで、致し方ないかなという判断に至っております。皆様のご検討をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。ただ今説明がございましたとおりでございます。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にないようですので、農地に該当しないことの判断を農業委員会としてさせていただきますたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、2番、〇の〇〇さんの案件につきましては、高橋公利委員に確認調査を依頼してございますので、結果の説明をお願いします。

4番委員

4番の高橋です。

場所は〇〇から南に行きまして、斜面のすぐ下側になります。周りはコンニャク、それから場合によっては牛屋さんが、とうもろこしをつくっているんですが、現地に行きましたところ、多分、30年か40年ぐらいの土地改革の後、手がつけられていないのが現状。樹齢30年ぐらいの木が生い茂っています。また、こんな感じですね、日が当たらないので、前に大きな斜面がありまして、日が当たなくて、誰かがこれをもしなくしたとしても、耕作に限りということはないんじゃないのという、そういうような状態です。面積が広いのもったいないんですが、このまま農地として残すことはちょっと無理なんじゃないかなと思って見てまいりました。地元の方もそんな話を、9月4日ですか、にさせてもらったところです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告を受けまして面積的にはかなり広い面積なんですけど、耕作がかなり農地としてかなり困難だというような判断をされているようであります。

この件に関しまして、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、非農地ということで農業委員会としては判断をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、決定をさせていただきます。

次は、農地法4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、13ページをお開きください。

協議事項・報告事項(1)農地法第4条第1項第9号(農地法施行規則第29条第13号)による届出について報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

協議事項につきまして、1番につきまして事務局に説明をいただきました。このことに関して質問、意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

ないようですので、受理をすることに決定させていただきます。

続きまして、協議事項・報告事項の2番、形質変更届による届出について事務局よりお願いいたします。

事務局

16ページをご覧ください。

協議事項・報告事項（２）形質変更届による届出について報告いたします。  
◇（議案書・番号１、朗読説明）  
以上です。

議長

説明が終わりました。  
この件についての質問、意見等がありましたらお願いいたします。  
（「なし」の声）  
ないようですので、受理をすることに決定をしたいと思います。  
続きまして、協議・報告事項の３番、農業経営改善計画の認定について事務局よりお願いします。

事務局

報告の前に、お手元の資料２枚ほどなんですが、認定農業者の手続きが簡単になりますという資料をお手元をお願いいたします。

認定農業者の認定制度がですね、今までは関係市町村でまた、県、国とかですね、１件１件認定をしていたわけですが、今年４月から、この図面の一番左側のように、Ｂ市、Ｃ町、Ｄ村、３つを個別にやっていたんですが、これを一括でできるというような制度、既にこれは進んでおります。

次の裏面なんですが、これで認定の申請先というのが先ほど申し上げたように、単一市町村の場合は市町村長、複数市町村にまたがる場合、県内であれば都道府県知事、県をまたがる場合は関係地方農政局、これは関東農政局だと思うんですが、そういった方々の認定、それで、さらに大きくなれば、農林水産大臣というような、こういった認定をする方が非常に明確、しかも認定農業者に対して非常に申請が変わったということでございます。

次の白黒の、ここはですね、基盤法の主な改正点ということで、先ほどの複数市町村で認定する改正というのがここに書いてあります。この中で、認定はどういった基準でやるかというのがですね、今までは単一市町村であれば農業所得のほかに就業時間を何時間やれとか、何をやるだとかですね、あとは耕作する農地はどれだけ目標を持っているんだかと、いろいろな細かい目標をチェックしながら認定をしておりました。ただ、これにつきましては、ここに書いてあるようにあくまでも農業経営をして得られる農業所得、これが町村の基本構想にのっとっていけばオーケーだということの基準になりました。ちなみにこの真ん中より下に書いてあるみなかみ町３５０万円、５５０万円というのが、これがみなかみ町の基本構想に掲げられている農業従事者１人当たり、経営体については５５０万、これが上回っていけば、どうぞ問題なく認定してくださいというような制度になっております。

それですね、今までは経営審査会を開いて中身をご審議いただいていたものをですね、この国・県に倣って、よほどのことがない限りは農業委員会に、この認定者がいいかどうかという意見を求めるということがなくなるということでございます。よって、みなかみ町、群馬県、あるいは国ですね、そういった方々が認定農業者が認定されましたという報告が農業委員会に来たら、今後それを報告するだけというふうなことになってまいりました。今まで本当にご苦労いただいて審査会も町が例えばこの認定農業者の内容が、例えば先ほど言った３５０万、これに達しないような申請が来た場合は農業委員会の意見を求めるということがあるんですが、大概は町のほうで指導されていますので、農業委員会に来るときにはもう既に認定されたものがこちらのほうに報告さ

れるということになります。ですから、これから、繰り返して申し訳ないんですが、議会を開くということが本当に町の要請がなければならないということをご理解いただいて、今回、町から届いている認定農業者の関係の内容について小林のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 そうしましたら、17ページをご覧ください。  
協議事項・報告事項(3)農業経営改善計画の認定についてご報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)  
以上、よろしくお願いいたします。

事務局 すみません、あと、補足をよろしいでしょうか。  
この認定日が令和2年6月30日、令和2年8月25日、後ろのほうになりますと9月24日、まだこれが報告されていないんですが、この案件については、今、町のほうで審査をした結果、認定可ということで、予定ということでご報告させていただいております。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明がありました。これについては、法改正による手続等が改正になった関係で、今後は農業委員会においては審査会はほとんど、町から依頼があった場合のみ審査されたいという形に変わったようでございます。

以上なんですけれども、説明に対して質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、このとおり報告を受理させていただきます。よろしくお願いいたします。

それで、これで協議・報告事項、議事事項は全部終わりましたが、その他について、事務局からありましたらお願いします。

事務局 では、8枚目の別紙資料をご覧ください。  
群馬県農業会議よりFMぐんまで農業者年金のCMを放送する通知がありました。その時間の明細になりますので、参考にさせていただき、聞いていただければと思います。

以上です。

議長 これはFMぐんまの放送のことでございます。よろしくお願いいたします。  
ほかにありますか。

(「大丈夫です」の声)

なければ、以上をもちまして、議事、協議事項、報告事項、全て終わりましたので、会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午前9時57分〕